

再発防止委員会からの提言

産科医療補償制度再発防止委員会において取りまとめた「第6回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」の「テーマに沿った分析」の中で提言を行っています。提言は、妊産婦の皆様と産科医療関係者の皆様にこれだけは行っていただきたいと考える内容です。産科医療関係者の皆様にとっては、日常の臨床現場で当然行っていると思われる内容もありますが、一方で実際に掲載した事例のようなことが起こっていることも事実です。提言を今一度、日々の診療等の確認にご活用ください。

母児間輸血症候群について

(1) 胎児管理

- ア. 胎動減少・消失を自覚したときは分娩機関に連絡するよう、妊婦健診において妊産婦へ情報提供する。
- イ. 妊産婦が胎動減少・消失を訴えた際は、分娩監視装置の装着、超音波断層法 (biophysical profile score (BPS)、羊水量計測、血流計測等) により胎児の健全性を確認する。
- ウ. 院内の勉強会への参加や、院外の講習会への参加により、胎児心拍数陣痛図の判読と対応について習熟する。
- エ. サイナソイダルパターンや基線細変動の消失等が認められる場合は、胎児貧血を発症している可能性があることも考慮に入れ、母体搬送、または急速遂娩、新生児蘇生・新生児管理の準備を行う。

(2) 新生児管理

出生した児に循環血液量不足が疑われる際は、日本版新生児蘇生法 (NCPR) ガイドライン2015を参考にし、生理食塩水等の投与を考慮する。また、自施設で輸血等の実施が困難な場合の対応 (新生児搬送、応援の要請等) について、各施設においてあらかじめ検討し、児を速やかに搬送できる体制を整備する。